

1. 事業の必要性・概要

平成 26 年 6 月 6 日に P C B 廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という）の変更を行い、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（J E S C O）の処理期限を延長した。

基本計画の変更にあたっては、地元にとって、迷惑施設でもある P C B 処理施設の操業延長や、エリア外からの廃棄物の受け入れを伴うため、地元自治体にあらかじめ了承してもらうべく調整を行った。

その結果、各地元自治体から基本計画の変更の受入条件として、J E S C O に対し「一日でも早い処理完了」、「安全を第一とした適正かつ確実な処理」が求められている。

このために施設の改造等により処理を加速化し、長期保全計画や定期点検の結果に基づき、適切な財政措置を講じ、設備・機器の更新・補修を確実に行う必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

次に掲げる J E S C O の処理施設の改造、点検、補修に係る費用の一部を補助する。

（1）処理促進のための改造

比較的長期間処理にかかる見込みの機器について処理能力を増強するため、比較的早期に処理が終わる見込みのラインを改造する。

また、従来行ってきた小規模な改造を引き続き積極的に行い、処理のボトルネックとなっている設備等の処理能力を向上させる。

（2）補修又は更新

操業期間の経過に伴う経年劣化を踏まえ、設備の安全性について点検し、処理施設内の各設備について必要な補修又は更新を行う。

3. 施策の効果

P C B 廃棄物の安全を第一とした適正かつ確実な処理の確保を図る。

PCB処理施設整備事業

27年度予算(案)額:3,800百万円 (4,000百万円)
交付先:中間貯蔵・環境安全事業株式会社

- 1970年代より民間によりPCB処理施設の立地の取組がなされるが、実現せず。
- 国際的には、ストックホルム条約で平成40年までの処理が求められている。



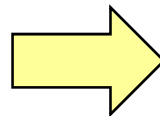
- PCB廃棄物特別措置法(平成13年施行)により、国が中心となって施設整備(国の基本計画で、拠点的広域処理施設の整備・運営をJESCOを活用して行うことを明記)
- 処理期限までの処理が義務づけ

PCB廃棄物処理基本計画の変更(平成26年6月6日環境省告示第75号)

- 日本全体のポリ塩化ビフェニル廃棄物を一日でも早期に処理する必要がある。

【JESCOのPCB処理施設設置自治体からの受入条件(抜粋)】
一日でも早く処理完了させることを旨として、関係者が総力を挙げて早期に処理を行うこと。

【基本計画抜粋】
○JESCOによる拠点的広域処理施設の処理体制
JESCOの各事業所においては、設備の改造に加え、一部の処理対象物については、従来の事業対象地域を越えて各事業所の処理能力を相互に活用して処理を行い、処理の促進を図ることとする。

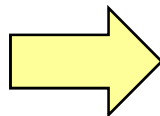


- 施設の改造を行い、処理能力の向上を図る。

- 操業期間の延長に伴う経年劣化の進行も想定されることから、従来にも増して、経年劣化を踏まえた計画的な点検・補修又は更新を行う必要がある。

【JESCOのPCB処理施設設置自治体からの受入条件(抜粋)】
長期保全計画や定期点検の結果に基づき、適切な財政措置を講じた上で、設備・機器の更新・補修を確実にすること。

【基本計画抜粋】
○JESCOの取組
今後は特に処理設備の経年的な劣化を考慮し、処理施設の保守点検を計画的かつ確実に行うことが重要である。このため、日常点検及び年一回の定期点検を確実に行うとともに、部品や設備が計画的に更新されるよう各事業ごとに長期設備保全計画を策定し、これらに基づく設備の更新を着実にやっていくこととする。
○国の取組
JESCOが行う拠点的広域処理施設の補修・点検・更新に対し資金の補助を行うことを通じ、当該処理設備の健全な維持を確保するものとする。



- 設備の安全性の点検や補修又は更新を行う。